

くみやま岡本病院 訪問リハビリテーション

重要事項説明書

1. 事業の目的

要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあたっては要支援状態）にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活動作を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し、利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者心身の機能維持回復を図ることを目的とする。

2. 運営方針

- (1) 事業所は、介護保険法その他の法令、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施する。
- (2) 利用者の要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあたっては要支援状態）の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあたっては要支援状態）となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。
- (3) 自ら提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (4) 事業の提供にあたっては、利用者の主治医の指示あるいは情報提供書を基に、当院の医師による診察及び指示内容に基づき、利用者の希望、心身の状況などを踏まえた居宅サービス計画に沿って、リハビリテーションの目標や、目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成し、これに基づいて利用者の心身機能の維持回復および社会活動への参加を図るようなサービスを妥当適切に行う。
- (5) 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう指導説明を行う。
- (6) 事業の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の適切な把握に努め、利用者またはその家族に対して適切なサービスの提供を行う。
- (7) 事業の提供にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスおよび居宅サービス事業所などと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。
- (8) 主治医の指示あるいは情報提供書と指示医の指示書を基に作成した訪問リハビリテーション計画については医師の管理の下、それを利用者或いは家族に説明し交付する。また、サービスの実施状況およびその評価について記録し、主治医、当院の医師に報告すると同時に居宅介護支援事業所などに対しても情報提供を行い、必要に応じて訪問リハビリテーション計画書の見直しを行っていく。その他、地域の保健・医療・福祉サービス提供者とも必要に応じて密接な連携に努める。

3. 当法人の概要

名称・法人種別	社会医療法人岡本病院(財団)
代表者名	理事長 藤井 信吾
所在地	〒613-0034 京都府久世郡久御山町佐山西ノ口 100 番地

4. 社会医療法人岡本病院(財団) くみやま岡本病院 訪問リハビリテーション事業所の概要

(1) 当事業所所在地およびサービス提供地域

事業所名	社会医療法人岡本病院(財団) くみやま岡本病院 訪問リハビリテーション
所在地	京都府久世郡久御山町佐山西ノ口 138 番地
電話番号	0774-51-3160
FAX 番号	0774-51-3161
介護保険指定番号	2611100625
サービス提供地域	久御山町全域 八幡市(上津屋、上奈良、下奈良) 宇治市(大久保町、伊勢田町、小倉町、広野町、神明、羽拍子町、開町、南陵町、天神台、琵琶台、寺山台、宇治(若森、矢落、蔭山、半白、御廟、米阪、式番、池森、野神、大谷、琵琶、蛇塚、天神) 城陽市(平川、久世、寺田(府道 256 号線以西))

(2) 事業所の職員体制

職種	資格	勤務形態	人員
管理者	院長(医師)	常勤・兼務	1 名
訪問リハビリ担当	理学療法士	常勤・兼務	2 名以上

(3) 営業時間

月～金	9 時～17 時
休業日	土曜・日曜・祝日

※12月30日～1月3日まではお休みさせていただきます。

5. ご契約の適用期間について

(1) ご契約につきましては、利用者をご契約書を記載して頂き、当事業所に提出したときから効力を有します。ただし諸事情によりご家族、ご利用者の状況に変化・変更などがあった場合は新たにご契約させていただきます。

(2) ご契約につきましては、初回利用時の契約書の提出を持って継続有効となります。

6. ご契約の解除について

(ご利用者・ご家族からのご契約解除)

ご利用者およびご家族などは、当事業所に対し、契約解除の意思表示することにより、訪問リハビリテーションの利用を解除・終了することができます。

(当事業所からのご契約解除)

- (1) 利用者が、要介護認定において自立と認定された場合
- (2) 利用者およびご家族などが利用料金を3ヶ月滞納した場合
- (3) ご契約中において、長期のご入院やショートステイをされた場合

7. サービスの内容

(1) 訪問リハビリテーションは、利用者のご自宅において理学療法士等が行うリハビリテーションサービスです。

(2) 事業者は次の日程により訪問リハビリテーションを提供します。

(3) サービスは、別の「リハビリテーション実施計画書」に沿って計画的に提供します。

	曜日	時間帯	内容 (概要)
1			
2			
3			

※以上の曜日時間はケアマネージャーのプランにより変更になることもあります。

8. 訪問リハビリ継続のための診察

3ヶ月に1回以上の主治医および当院の医師の診察が原則となります。これにより医師が訪問リハビリを必要と判断した場合に継続が可能となります。

9. サービス提供の記録

(1) サービスを提供した際は、あらかじめ定めた「訪問リハビリテーション記録書 (リハビリカルテ)」などの書面に必要事項を記入します。

(2) 事業者は、3ヶ月ごとに「訪問リハビリテーション実施計画書」の内容を見直すとともに作成し、その内容に沿って「訪問リハビリテーション記録書 (リハビリカルテ)」その他の記録を作成し、必要に応じて利用者に説明致します。なお「訪問リハビリテーション実施計画書」につきましては作成後、利用者様またはご家族に確認のサイン、また医師のサインを頂き完成という形になります。

(3) 事業者は、前記「訪問リハビリテーション記録書 (リハビリカルテ)」そのほかの記録を作成完成後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または自費負担によりその写しを交付します。

10. サービス提供責任者など

- (1) サービス提供者の管理者、代表者は次のとおりです。サービスについてのご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

管理者

氏名：七野 力（くみやま岡本病院 院長・医師）

所長（窓口）

氏名：吉岡 俊介（くみやま岡本病院 訪問リハビリテーション）

連絡先電話番号：0774-51-3160（代表）

- (2) サービスを提供する主な療法士は次のとおりです。なお事業者の都合により療法士を変更する場合、サービス事業者から事前に連絡します。 担当療法士（ ）

11. 利用者負担金

- (1) 利用者の方から頂く利用者負担金は下表のとおりです。
- (2) この負担金は介護保険の法定利用料に基づく金額で、第1号被保険者(65歳以上の方)では合計所得金額に応じて1割から3割の負担額、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方)では1割の負担額とする。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が支給限度額を超える場合を含む）には、自己負担となります。
- (4) 利用者負担金は一括してお払いください。

※利用料の目安は次のとおりです。

【要支援1・2】

算定項目	単位数	金額
予防訪問リハ I	298	3,030 円/回
予防短期集中リハ加算	200	2,034 円/日
予防訪問リハサービス提供体制強化加算（I）	6	61 円/回
予防訪問リハ12ヶ月超減算（注1）	-30	-305 円/回
予防訪問リハ退院時共同指導加算	600	6,102 円/回

【要介護 1～5】

算定項目	単位数	金額
訪問リハビリテーション I	308	3,132 円/回
短期集中リハビリテーション実施加算	200	2,034 円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(注 2)	240	2,440 円/日
リハビリテーションマネジメント加算イ	180	1,830 円/月
リハビリテーションマネジメント加算ロ	213	2,166 円/月
医師による説明	270	2,745 円/月
サービス提供体制強化加算(I)	6	61 円/回
退院時共同指導加算	600	6,102 円/回

1 2. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する場合には、速やかに前記の療法士または事業所代表までご連絡ください。

1 3. 秘密保持

(1) 理学療法士等は利用者およびご家族に関する秘密および個人情報につきましては、利用者または第三者の生命・身体などに危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および終了後、第三者に漏らすことはありません。

(2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前記の規定に関わらず一定の条件下で第三者に情報提供をすることができるものとします。

1 4. 緊急時・事故発生時の対応

理学療法士等がサービス提供中に利用者様の容態に変化があった場合、早急に主治医、救急隊、ご家族、事業所等へ、連絡をおこない必要な対応を実施します。

利用者様に対する訪問リハビリテーションの提供により、事故発生した場合には速やかに市町村、利用者様のご家族に連絡をおこない、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事項が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこないます。

1 5. 損害賠償

事業者は、訪問リハビリテーションを実施するにあたって利用者の名誉・尊厳・生命・身体および財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

16. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所相談・苦情対応

当事業所の訪問リハビリテーションに関するご相談・苦情およびリハビリテーション実施計画書に基づいてのご相談・苦情を承ります。

相談・苦情対応代表者：吉岡 俊介（くみやま岡本病院 訪問リハビリテーション）

連絡先電話番号：0774-51-3160（代表） 営業時間内

(2) その他

以下の機関においても苦情申出等ができます。

京都府介護・福祉事業課	☎ 075-414-4672
京都国民健康保険団体連合会 <介護保険課介護相談係>	☎ 075-354-9090
宇治市介護保険課	☎ 0774-22-3141
城陽市高齢介護課	☎ 0774-56-4031
久御山町民生部福祉課	☎ 075-631-9902
八幡市福祉事務所高齢介護課	☎ 075-983-1328

17. その他

理学療法士等は、年金の管理、金銭の貸借等の取り扱いは致しかねますのでご了承ください。

サービス契約にあたり、上記のとおり説明いたします。

年 月 日

(事業者)

所在地 京都府久世郡久御山町佐山西ノ口 138 番地

事業者 社会医療法人岡本病院(財団) くみやま岡本病院 訪問リハビリテーション

緊急時連絡先

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急連絡先①	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	
緊急連絡先②	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	

説明確認書

年 月 日

訪問リハビリテーション実施にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づき説明しました。

事業者

所在地 京都府久世郡久御山町佐山西ノ口 138 番地

名 称 社会医療法人岡本病院（財団） くみやま岡本病院

代表者 理事長 藤井 信吾

説明者 訪問リハビリテーション

印

同意書

年 月 日

私は重要事項説明書に基づき、事業者より訪問リハビリテーションについての説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名

印

代筆者氏名

（続柄 ）

印

代筆理由（

）